



東大阪労働基準監督署発表
令和7年3月5日

東大阪労働基準監督署
06-7713-2025

労働基準法違反の疑いで書類送検

(労働者に時間外労働を行わせながら割増賃金を支払わなかった疑い)

令和7年3月5日、東大阪労働基準監督署(署長 的場 由美)は、有限会社ニックス及び同社の代表取締役を労働基準法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

- (1) 有限会社ニックス
本店所在地 大阪府東大阪市楠根
事業内容 腰袋等の卸売業
- (2) 代表取締役A (以下、「被疑者A」という。)

2 違反条文等

労働基準法違反
同法第37条第1項
同法第119条第1号(罰条)
同法第121条第1項(両罰)

3 事件の概要

被疑者Aは、同会社の代表取締役として、その労働者に対する労働条件の決定等経営一切を統括していた使用者である。被疑者Aは、労働者に対して法定の労働時間を延長して労働させながら、通常労働時間の賃金の計算額の2割5分以上の率で計算した割増賃金を、所定賃金支払日に支払わなかったものである。

4 参考事項

関連条文は別紙のとおり。

関係条文

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

（時間外、休日及び深夜の割増賃金）

第三十七条

使用者が、第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

- ② （略）
- ③ （略）
- ④ （略）
- ⑤ （略）

第百十九条

次の各号のいずれかに該当する者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二条第四項、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第六項、第三十七条、第三十九条（第七項を除く。）、第六十一条、第六十二条、第六十四の三から第六十七条まで、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第百四条第二項の規定に違反した者

- 二 （略）
- 三 （略）
- 四 （略）

第百二十一条

この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年後見人である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。次項において同じ。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

- ② （略）

労働基準法第三十七条第一項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令（平成六年政令第五号）

労働基準法第三十七条第一項の政令で定める率は、同法第三十三条又は第三十六条第一項の規定により延長した労働時間の労働については二割五分とし、これらの規定により労働させた休日の労働については三割五分とする。